

## 北マリアナ諸島への入国及び出国について

- 5月20日、新型コロナウイルス特別対策本部と北マリアナ公立病院（以下 CHCC）は、北マリアナ諸島への入国及び出国について以下のとおり発表しました。

### 1. 北マリアナ諸島への入国について

北マリアナ諸島に入国する場合、健康診断書の有無にかかわらず、検疫施設において検疫及び検査（5～7日間）が実施され、その後監視下に置かれます。

### 2. 北マリアナ諸島からの出国について

北マリアナ諸島から出国する場合、乗り継ぎ先及び渡航先の入国条件等を御自身で十分に御確認ください。健康診断書（※）が必要な際には、下記の入手方法を御覧ください。

### 3. 北マリアナ諸島間の移動について

北マリアナ諸島間を移動する場合、新型コロナウイルスの検査結果は不要ですが、スターマリアナス航空への搭乗に際しては健康診断書の提示が必要となります。健康診断書については下記の入手方法を御覧ください。

（注）スターマリアナス航空の公式 FACEBOOK では、健康診断書の提示は必要ないと発表しており、今般の政府発表と齟齬がありますので、御注意願います。

#### （※）健康診断書の入手方法について

（1）CHCC 敷地内 MCATS テントにおいて発行しており、事前予約が必要となります。

- ・ 予約受付時間：毎日午前7時から午後8時
- ・ 予約電話番号：285-1542, 285-1672, 285-1352, 285-1854
- ・ 窓口対応時間：毎日午前8時から午後5時

（2）予約完了後、支払い方法を選択します。カード払いの場合は、電話（236-8319）で対応します。現金払いを希望する場合は、予約時間の30分前までに CHCC 敷地内 MCATS テント受付で支払い手続きを行ってください。

（3）CHCC 敷地内 MCATS テントにおいて健康診断書発行のための検査が実施されます。検査に際し、フライトスケジュール若しくは航空券、写真入り ID、領収書番号を御用意ください。

(4) 24時間から36時間以内に診断書が発行されますが、新型コロナウイルス感染の疑いがあった際には隔離施設へ収容されます。